

令和8年度多摩市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業受託者募集要領

標記事業を実施するために、多摩市から業務を受託する事業者を、下記のとおり募集します。

記

第1 事業目的

この事業は、ひとり親家庭が、生活環境等の激変により、一時的に生活援助若しくは子育て支援が必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障がある場合に、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行い自立に向けた支援をすることにより、ひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的とします。

第2 事業概要及び内容

1 業務内容

事業を実施するために、多摩市から業務を受託する事業者は以下の業務を行うものとします。

- (1) 利用者宅へのホームヘルパー派遣
- (2) ホームヘルパー派遣のスケジュール管理及び市との調整業務
- (3) 市への例月派遣状況報告
- (4) 利用者宅への管理者訪問
- (5) その他、市が必要と認める業務

2 支援内容

- (1) ホームヘルパーが行うサービスの範囲は、ひとり親家庭の生活に必要なもののうち、直接的、日常的なものに限るものとします。

ア 簡易な調理や食事の見守り

イ 住居の掃除及び整理整頓

ウ 被服の洗濯

エ 育児

オ 利用者の居宅と市内保育園、学童クラブ等への送迎

カ その他、市が必要と認める業務

(送迎の手段については、徒歩、受託者等が所有する車、公共交通機関を利用する。車の場合は、6歳未満の乳幼児にはチャイルドシートを利用し、6歳以上の児童は大人用のシートベルトが安全に使用できるまではチャイルドシートを着用すること。)

- (2) 次のサービスは行わないものとします。

ア 庭の草取り、家屋の修理等日常的でないもの

イ 商品の販売等当該家庭の生産的活動に関わるもの

ウ 病人の看護、医療行為等の専門的知識又は技術が必要なもの

エ 犬又は猫の世話及び当該家庭の趣味に関わるもの

オ 利用者の居宅以外において行う支援に関するもの

(利用者の居宅と市内保育園、学童クラブ等への送迎を除く。)

3 派遣対象

- (1) ホームヘルパーの派遣対象は、多摩市内に住所を有する児童のいるひとり親家庭であって、日常生活に支障をきたしているときと多摩市長（以下「市長」という。）が認める家庭とします。
- ア ひとり親家庭となってから2年以内であり、生活環境が激変したため支援を必要とする場合
 - イ 児童を養育する者が技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
 - ウ 児童を養育する者が就職活動、母子父子自立支援プログラムに基づいた活動等自立促進に必要と認められる活動を行う場合
 - エ 児童を養育する者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公式行事の参加等社会通念上必要と認められる理由により一時的に生活援助又は子育て支援を必要とする場合
 - オ 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育する者が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合（所定労働時間内の就業である場合を除く。）等定期的に生活援助又は子育て支援を必要とする場合
 - カ その他、市長が特に必要と認める場合
- (2) ただし、ひとり親家庭が次の各号のいずれかに該当する場合は、ホームヘルパーを派遣しないものとします。
- ア 児童を養育する者が入院治療を要するとき、又は児童を養育する者若しくは児童が感染性の疾患を有しているとき。
 - イ 子育て支援を必要とする児童が、保育所、学童クラブ等を利用できるとき。
 - ウ ホームヘルパーに対し、暴力脅迫等の非行があったとき又はそのおそれのあるとき。
 - エ その他ホームヘルパーが正常なサービスを行うのに支障があると認められるとき。
- ※「家事、育児等の日常生活に支障をきたしている」とは、（1）アイウエオのいずれかに該当し、ひとり親家庭において調理、掃除、洗濯、育児等を行う者がいない状況にあることをいいます。

4 契約内容

- (1) 委託期間 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日
（休祝日、年末年始を含む）
- (2) 派遣時間 午前7時から午後10時まで（派遣単位は1時間単位とする。）
- (3) 契約方法 単価契約
- (4) ヘルパー派遣単価 詳細は、別表「料金単価表」のとおり
※受託者の管理者は、初めてヘルパー派遣を実施する利用者宅に対してホームヘルパーと対象家庭を派遣前に訪問し、サービスの内容について調整を行うことを目的とした、管理者訪問を行います。
- (5) 詳細は、別紙1「多摩市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託等仕様書」のとおり

第3 応募資格

市内あるいは多摩市近隣に事務所を有し、多摩市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱第5条第1項に定めるホームヘルパーの要件を具備したヘルパー（3名程度）を有する団体。なお、ホームヘルパー派遣事業実績が1年未満の団体は、ホームヘルパーの要件を具備していることが分かる書類を提出すること。

- 1 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、社会福祉法、会社法による法人格を取得している団体
- 2 多摩市協働委託事業契約・市民団体等に登録している団体

第4 提出書類

- 1 令和8年度多摩市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業受託者等応募申請書（第1号様式）
- 2 事業者概要（第2号様式）
- 3 令和8年度多摩市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施計画書（第3号様式）
- 4 法人登記事項証明書※
- 5 法人定款の写し又は団体の規約※
- 6 役員名簿※
- 7 印鑑証明書の写し（原本）※

※前年度に当事業の契約を行った事業者は、応募の際に提出した書類の記載内容に変更がない場合、書類の提出を省略することができます。既に提出している書類の記載内容に変更がある場合は、「9 応募・問合せ先」担当までご連絡ください。

第5 応募締め切り

令和8年3月13日（金）午後5時までに、「第9 応募・問合せ先」担当まで提出

第6 審査方法

提出された書類に基づき応募資格の審査を行います。ただし、必要に応じて追加の資料・面接をお願いする場合があります。なお、提出された関係書類はいかなる理由においても返却しません。

第7 留意事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに多摩市議会で可決された場合において、令和8年4月1日に確定させるものとします。

第8 今後の予定

- 1 受託者審査 令和8年3月中旬に審査を行います。審査結果は、各事業者へ個別に通知します。
- 2 事業事務説明 新規受託者等に対し個別に連絡を行い、事業に関する事務説明を行います。
- 3 契約日 令和8年4月1日予定

第9 応募・問合せ先

多摩市子ども青少年部子ども・若者政策課手当・医療・相談担当 石井・高橋
〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1（多摩市役所4階）電話 042-338-6833

別 表

料 金 単 価 表

区 分	単 価	備 考
ホームヘルパー派遣時間 1時間当たりの単価	4,400円	※原則派遣単位は1時間単位とする。
ホームヘルパー派遣 1時間当たりの加算額	1,100円	※原則派遣単位は1時間単位とする。 午前7時から午前9時 午後5時から午後10時
ホームヘルパー派遣移動 時間1時間当たりの単価	1,860円 ×活動単位数	※下記のとおり単位数を換算する。
管理者訪問1時間当たり の単価	4,400円 ×活動単位数	※下記のとおり単位数を換算する。
管理者訪問1時間当たり の加算額	1,100円 ×活動単位数	※下記のとおり単位数を換算する。 午前7時から午前9時 午後5時から午後10時
1回当たりの交通費	600円（市内派遣事業者） 1,200円（市外派遣事業者）	1回の派遣

※上記料金単価は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

※ホームヘルパー派遣時間及び加算額は、原則1時間単位とし、実働時間に変更が生じた場合は、(1) 30分未満は、0単位 (2) 30分以上1時間未満は、0.5単位で、派遣時間を計算する。

※小数点以下は、切り捨てとする。

※ホームヘルパーの派遣移動時間について、訪問先から次の訪問先に移動する時間とし、下記(1)から(3)のとおり単位数を換算する。移動時間については、実際に移動している時間のみ対象とし、訪問先から事務所等に寄り、次の訪問先に移動する場合や、訪問先から次の訪問先へ移動し、開始時間まで近隣で待機する場合は、移動時間のみ対象とする。

(1) 30分未満は、0単位 (2) 30分以上1時間未満は、0.5単位 (3) 1時間以上は1単位

※管理者訪問(第2 事業概要及び内容 4 契約内容 (4) ヘルパー派遣単価 参照)の単位について、下記(1)から(2)のとおり単位数を換算する。

(1) 1時間未満は、1単位 (2) 1時間以上は、30分毎に0.5単位を追加